入札説明資料一覧

令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）
の開催にかかる業務委託契約

１　入札説明書

２　提出書類

（別紙１）　誓約書
（別紙２）　役員等名簿及び照会承諾書
（別紙３）　自己申告書
（別紙４）　紙入札方式参加申請書
（別紙５－１）　入札書
（別紙５－２）　入札金額内訳書
（別紙５－３）　再度入札書
（別紙５－４）　入札金額内訳書（再度入札用）
（別紙６）　委任状

３　仕様書

４　契約書（案）

熊本労働局

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

１　競争に付する事項

（１）契約名

令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）の開催にかかる業務委託契約

（２）契約期間

契約日から令和８年１２月１７日（木）

（３）仕様等

別添「仕様書」のとおり

（４）入札方法

入札書に記載する金額は、当該調達件名の業務の履行に要する一切の諸経費等を含めた総価を記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）入札保証金及び契約保証金

免除

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」でＢ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。

(5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 次に掲げる制度が適用されるものにあっては、この入札の入札書提出期限

の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア 厚生年金保険　イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
ウ 船員保険　エ 国民年金　オ 労働者災害補償保険　カ 雇用保険

(8) 過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(9) 過去３年以内に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法等の労働に関する法令違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。

(10) その他予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(11) 入札参加者は、入札書の提出（ＧＥＰＳの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

３　事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

（１）提出書類

①　令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働大臣官房会計課長から「役務の提供等」でＢ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類

②　労働保険の適用事業所においては、入札書提出期限の直近２保険年度の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分割納付が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）
（例）領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し等

③　厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所においては、直近２年間について保険料を納付したことが確認できる書類
（例）領収印のある領収証書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写し等

④　役員（事実上経営に参画しているものを含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙１）

⑤役員等名簿及び照会承諾書（別紙２）

⑥自己申告書（別紙３）

⑦紙入札により入札を行う場合には、「紙入札方式参加申請書」（別紙４）

（２）提出期限

令和８年１０月２９日（木）１７時１５分

（３）提出場所

〒８６０－８５１４　熊本市西区春日２丁目１０番１号　熊本地方合同庁舎Ａ棟９階　熊本労働局総務部総務課会計第１係　吉田　（電話　０９６－２１１－１７０１）

メールアレドス：yoshida-yuuji.xn0@mhlw.go.jp

（４）提出方法

①電子調達システムによる場合

本入札説明書３（１）①から⑥までの書類をスキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

②紙入札による場合

本入札説明書３（１）①から⑦までの書類を原則として郵送すること。なお、郵送の際は書留郵便とすること（郵便事故については、当局は一切補償しないので予め了承すること。）。

（５）その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

４　入札書および入札金額内訳書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、「紙入札方式参加申請書」（別紙４）により令和８年１０月２９日（木）１７時１５分までに申し出を行った場合に限り、紙入札に替えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書及び入札金額内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（１）電子調達システムにより入札を行う場合

①　入札書および入札金額内訳書の提出期限

令和８年１０月３０日（金）　１３時３０分

（入札金額は上記期限内に電子調達システムにて送信すること。なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書および入札金額内訳書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを行うこと。）

（別紙５－２および５－４の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。）

（２）紙入札により入札を行う場合

①　入札書および入札金額内訳書の受領期限（再度入札書を含む）

令和８年１０月３０日（金）　１３時３０分

②　入札書および入札金額内訳書の提出場所

熊本市西区春日２丁目１０番１号

熊本地方合同庁舎Ａ棟９階　熊本労働局総務部総務課

③　入札書および入札金額内訳書の提出方法

入札書は別紙５－１、入札金額内訳書は別紙５－２、再度入札書は別紙５－３、再度入札書の入札金額内訳書は別紙５－４にて作成すること。

（別紙５－２および５－４の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。）

直接提出する場合は、封筒に入れ封をし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官　熊本労働局総務部長宛）及び「１０月３０日開札　令和８年度［ハローワーク　くまもと就職フェア（仮称）］の入札書在中」と朱書きしなければならない。

再度入札書については別の封筒に入れ封をし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官　熊本労働局総務部長宛）及び「１０月３０日開札　令和８年度［ハローワーク　くまもと就職フェア（仮称）］の再度入札書在中」と朱書きすること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「１０月３０日開札　令和８年度［ハローワーク　くまもと就職フェア（仮称）］の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記３（３）宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

郵便による場合も、再度入札書については別の中封筒に入れること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（３）代理人による入札

①　代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

②　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙６「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（４）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①　競争に参加する資格を有しない者のした入札

②　委任状を持参しない代理人のした入札

③　１者で２通以上の入札をしたもの

④　記名を欠く入札

⑤　金額を訂正した入札

⑥　その他入札に関する条件に違反した入札

⑦　本入札説明書３（１）④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（５）入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

５　開札

（１）開札の日時

令和８年１０月３０日（金）　１３時３１分

〒８６０－８５１４　熊本市西区春日２丁目１０番１号

熊本地方合同庁舎Ａ棟１０階　熊本労働局大会議室

（２）　電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３）　紙による入札の場合

ア　紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日１５時００分までに、上記３（３）の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ　入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、１回までとする。紙による入札を行う者が再度入札に参

加する場合は、あらかじめ再度入札書（別紙５－３）を提出しておくこと。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6　落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

①　本入札説明書３に従い書類・資料を提出し、本入札説明書２の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

②　最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

③　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

④　落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

7　公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

8　その他

（１）契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）契約書の作成

要

契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

（３）別添「仕様書」について疑義がある場合は、仕様書に記載の方法・宛先にて照会すること。

（４）本入札説明書についての問い合わせは、令和８年１０月２９日（木）１２：００までに本入札説明書３（３）宛に照会すること。

（５）電子調達システムについての問い合わせ先

電子調達システムの障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ

先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク　０５７０－０００－６８３（ナビダイヤル）
　　０３－４３３２－７８０３（ＩＰ電話等をご利用の場合）

・ホームページ　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記３（３）まで連絡すること。

（６）契約関係書類（契約書を除く）の押印を省略する場合は、その真正性の観点から、担当者から提出される契約関係書類については事業者の決定であることを確約するとともに、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約の解除や違約金の徴取を行う場合があることを了承すること。

提出書類一覧

１．資格審査結果通知書の写し（全省庁統一資格）
２．労働保険料・社会保険料を納付したことが確認できる書類
３．誓約書（別紙１）
４．役員等名簿及び照会承諾書（別紙２）
５．自己申告書（別紙３）
６．紙入札方式参加申込書（別紙４）
７．入札書（別紙５－１）
８．入札金額内訳書（別紙５－２）【参考様式】
９．再度入札書（別紙５－３）
１０．再度入札書の入札金額内訳書（別紙５－４）【参考様式】
１１．委任状（別紙６）

別紙１

誓　約　書

□　私　／　□当社
は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適切な者
（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
（１）　暴力的な要求行為を行う者
（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住　　所
社名及び代表者名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。
※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料別紙２を添付すること。

別紙２

役員等名簿及び照会承諾書

住所
商号又は名称
代表者氏名

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等から暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し、熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日

別紙３

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。
なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
２　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
３　過去３年以内に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法等の労働に関する法令違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。
４　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
５　前記１から４について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長　大立目　勇治　殿

別紙４

紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

１．入札案件名

令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）
の開催にかかる業務委託契約

２．電子調達システムでの参加ができない理由

令和　　年　　月　　日

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長　大立目　勇治　殿

別紙5－1

入　　札　　書

1　入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2　入札件名　　令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）の開催にかかる業務委託契約

3　契約条件　　契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者役職氏名
又は代理人氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長　大立目　勇治　殿

《注意》

1　入札金額は、算用数字（アラビア数字）で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。

2　入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税額を含めない金額）を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

別紙５－２

令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）
の開催にかかる業務委託契約
入札内訳書【参考様式】

インターネットを利用した周知広報費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円①

会場設営（ブース設営、電気工事）及び撤去費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円②

機器使用料等の費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円③

その他費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円④

その他費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円⑤

合計額（①＋②＋③＋④＋⑤）＝　　◇◇◇円

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙5－3

再　度　入　札　書

1　入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2　入札件名　　令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）の開催にかかる業務委託契約

3　契約条件　　契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者役職氏名
又は代理人氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長　大立目　勇治　殿

《注意》

1　入札金額は、算用数字（アラビア数字）で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。

2　入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税額を含めない金額）を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

別紙５－４

令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）
の開催にかかる業務委託契約
入札内訳書【参考様式】【再度入札用】

インターネットを利用した周知広報費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円①

会場設営（ブース設営、電気工事）及び撤去費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円②

機器使用料等の費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円③

その他費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円④

その他費用

摘要欄	数量	単価	金額
		△△円	□□□円
		△△円	□□□円
計		△△円	□□□円⑤

合計額（①＋②＋③＋④＋⑤）＝　　◇◇◇円

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙６

委　　任　　状

今般、都合により　　を代理人と定め、
下記の権限を委任します。

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長　大立目　勇治　殿

入札者（委任者）
住　　所
会　社　名
代表者氏名

代理人（受任者）
住　　所
所属（役職名）
氏　　名

記

【入札件名】
令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）
の開催にかかる業務委託契約

【委任事項】※該当項目の□にチェック（✓）を入れること。
□　入札書について
□　入札に係る諸願届出について
□　契約締結について
□　代金の請求及び受領について
□　復代理人の選任について

復代理人への委任事項
□　入札書について
□　入札に係る諸願届出について

令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）の開催にかかる業務委託に関する仕様書

１　概要

企業説明・就職相談（以下、「企業説明会」という。）の開催にかかる業務。具体的には以下のとおり

（１）開催日および参加企業数

令和８年 12 月 17 日（木）12 時開場で、13 時から 16 時にイベントを開催。そのため設営準備時間は当日の午前８時 30 分より開始可能であり、12 時までに設営を完了させること。一方で撤去・片付けをイベント終了後、同日の 17 時半までに撤去を完了させること。参加企業数は 60 社程度を予定。

（２）開催場所

熊本城ホール（熊本市中央区桜町３－40）の１階展示ホールで実施するものであり、会場の予約および支払いは熊本労働局及びハローワークで行う。

２　委託内容

（１）ポスター、リーフレットの作成

（２）ＷＥＢ広告による企業説明会の周知広報

（３）熊本市電の車内窓吊広告（ポスター掲示）による周知広報

（４）企業説明会の会場設営（ブース設営、電源工事）、撤去作業

３　具体的な委託内容

（１）ポスター、リーフレットの作成

就職説明会の事前周知のため、以下の周知用リーフレット及びポスターを作成し納品すること。なお、デザインはパワーポイントのデータを提供するので微調整を行う程度である。

・リーフレット　Ａ４サイズ、コート紙 90ｋ、両面カラー、4,000 枚

・ポスター　Ａ１サイズ、コート紙 135ｋ、片面カラー、17 枚

Ａ２サイズ、コート紙 135ｋ。片面カラー、48 枚

なお、周知期間を確保するため令和８年 11 月 13 日（金）までに熊本労働局及び県内の各ハローワークに別表１のとおり納品すること（協議のうえ、やむを得ない理由により期日までの納品が困難と認められる場合は別途納品日を指定）。納品にあたっては、折り目が付かない梱包とする。

別表１

	納品先	リーフレット	ポスターA1	ポスターA2
1	ハローワーク熊本	1,000	5	10
2	ハローワーク上益城	500	1	2
3	ハローワーク八代	300	1	2
4	ハローワーク菊池	1,000	5	15
5	ハローワーク玉名	300	1	2
6	ハローワーク天草	100	0	2
7	ハローワーク球磨	100	0	2
8	ハローワーク宇城	300	1	2
9	ハローワーク阿蘇	100	0	2
10	ハローワーク水俣	100	0	2
11	熊本労働局職業安定課	200	3	7

（２） ＷＥＢ広告による就職説明会の周知広報

Google、Instagram にディスプレイ広告を掲載し、クリックすることにより遷移するランディングページを制作（ドメインは受託者が用意）し、ＷＥＢ上に１ヶ月間程度掲載。

① ランディングページ制作

（ｉ）ランディングページはハローワーク菊池への取材等によりイベントの概要や来場を促す内容を聴取し制作することとし、内容、掲載する写真、フォントの大きさ、文字数、デザイン、レイアウト等については、ハローワーク菊池と協議の上決定すること。

（ⅱ） ２回程度の校正を行うこと。

② ＷＥＢ広告

（ｉ）広告掲載先は、Google、Instagram とする。

（ⅱ）インプレッション保証型で運用し、インプレッション数は Google は 20 万回、Instagram は 20 万回とする。

（ⅲ）期間：令和８年 11 月 16 日～令和８年 12 月 16 日の間

（ⅳ）ターゲット：40 歳以下の者

（ｖ）エリア：熊本県内

（ⅵ）広告配信終了後は速やかに、配信内容（配信媒体、配信日時、ターゲット層ごとの配信回数など）がわかる書類を提出すること。

③ 著作権等について

（ｉ）本業務の実施にあたって、国内外における第三者の産業財産権、著

作権、その他の権利について侵害しないこと。

（ⅱ）本業務の実施にあたって、不正競争防止法及びその他の法令に抵触しないこと。

（ⅲ）上記（Ⅰ）及び（Ⅱ）の保証にあたり、第三者との間で権利処理が必要となる場合は、受託者の費用負担においてこれを行うこと。

（ⅳ）上記（Ⅰ）から（Ⅲ）の規定については、本事業の一部を第三者に再委託する場合においても準用し、受託者の責任において再委託先の第三者をして遵守させること。

（３） 熊本市電の車内窓吊広告（ポスター掲示）による周知広報

熊本市交通局に対し、熊本市電の車内窓吊広告の掲出手続を行うこと。また広告に使用するポスターを作成し納品すること。なお、デザインはパワーポイントのデータを提供するので加工すること。

① 車内媒体は窓吊ポスターとする。

② 掲出期間は令和８年 12 月３日～令和８年 12 月 16 日の間の 14 日間とし、掲出枠はハローワーク菊池が仮申込みを行い枠を確保しているため、契約（支払い含む）を引き継ぐこと。なお、掲出日の５営業日までに熊本市交通局に持ち込む必要があることに留意。

③ 作成するポスターの仕様は次のとおり

Ｂ３サイズ、コート紙 135ｋ、片面カラー

部数 40 枚（38 枚を熊本市交通局に納品、2 部を熊本労働局に納品）

納品にあたっては、折り目が付かない梱包とする。

（４）企業説明会の会場設営（ブース設営、電源工事）、撤去作業

会場設営にあたっては、以下の仕様を大きく下回らないこと。

① 求人者ブース（60 ブース）、職業訓練説明ブース（１ブース）、ハローワーク相談ブース（３ブース）の合計 64 ブース

（ⅰ）１求人者ごとにブースを確保するため、パーテーションパネル（十字型）を別紙（案）のとおり配置すること。配置の詳細については別途打ち合わせにより決定するものとする。

（ⅱ）パーテーションパネル１面のサイズはｗ2400㎜～2700㎜、ｄ1800㎜～2000㎜、ｈ1800㎜～2100㎜程度とし、組み合わせて十字型を形成。

（ⅲ）プロジェクターの画像を投影することからパーテーションパネルの表面は両面白加工紙貼りとする。

② 求人者の社名版（60 部）、職業訓練コーナーの案内版（１部）、ハローワーク相談ブースの案内版（３部）の合計 64 部

（ⅰ）社名版及び、職業訓練コーナー案内版、ハローワーク相談ブース案内版のサイズはｗ900ｍｍ×ｈ200ｍｍ程度。

（ⅱ）スチレンボード等に上質紙等を貼付し作成し、ブース等の指定箇所に設置すること。

（ⅲ）デザイン等の詳細については別途打ち合わせにより決定するものとする。

③　各ブース（60 箇所）、及び職業訓練コーナー（１箇所）、ハローワーク相談ブース（３箇所）の合計 64 箇所に電源コンセント（1ｋｗ以上かつ２口以上）を準備すること。なお配線は、来場者の歩行の妨げにならないように養生すること。その他熊本城ホールの指示に従うこと。

④ 職業訓練関係の説明展示パネル５個

（ⅰ）パネルのサイズはｗ2400㎜～2700㎜、ｈ1800㎜～2100㎜程度で自立式とする。

（ⅱ）パネルには、テープによりポスターや案内用紙を貼付する予定であるためパネル表面はテープによる粘着が可能な素材とする。

⑤ 入口及び出口案内看板（計２個）

（ⅰ）入口及び出口を案内する看板を配置すること。配置の詳細については別途打ち合わせにより決定するものとする。

（ⅱ）看板のサイズはｗ800㎜～1000㎜、ｈ1200㎜～1500㎜程度で自立式とする。

⑥ 机および椅子は、委託会社がレンタルする机及び椅子を別紙（原則各ブースにつき机１台/椅子８脚）のとおり配置すること。※熊本城１階展示ホールには机及び椅子がないため

4　その他契約の変更の可能性等について

参加企業の増減があるためブース、電源の数は若干変更となる可能性があり、その場合は増減数に応じて変更契約を締結するものとする。

なお、参加企業数は開催日の４週間前までには確定するものとする。

その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

5　問い合わせ先

①仕様書に関して

熊本市西区春日２―１０－１　熊本地方合同庁舎Ａ棟９階
熊本労働局職業安定課　山田
電話０９６－２１１－１７０３　FAX０９６―３２３－３６６３

② 入札等に関して

熊本労働局総務部総務課　会計第一係　吉田
電話０９６－２１１－１７０１　FAX０９６―３２３－３６６１

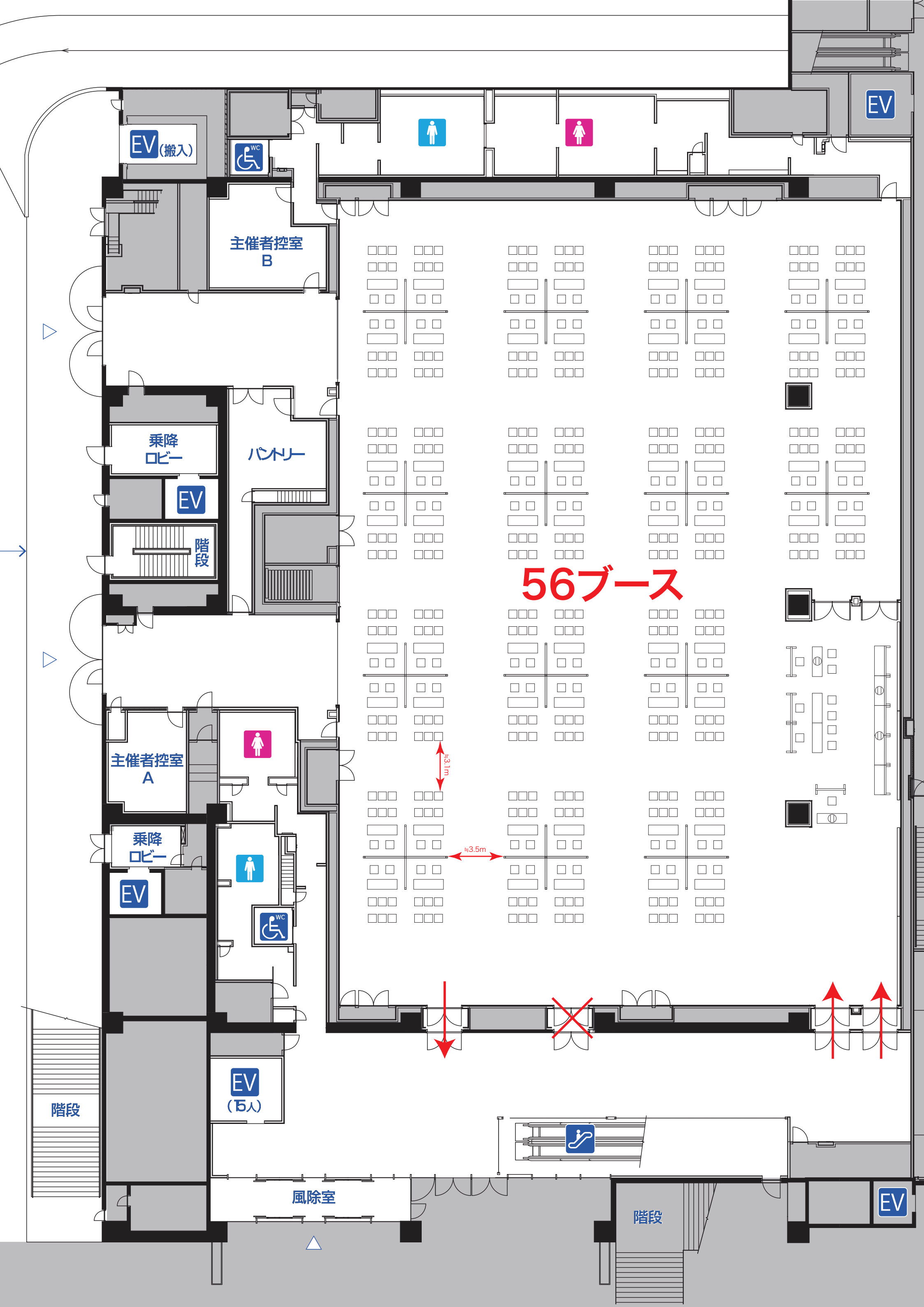
EV
EV（搬入）
WC
主催者控室
B
乗降
ロビー
パントリー
EV
階段
56ブース
主催者控室
A
≒3.1m
≒3.5m
乗降
ロビー
EV
WC
EV
（5人）
階段
風除室
階段
EV

令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）の開催にかかる業務委託に関する契約書（案）

支出負担行為担当官　熊本労働局総務部長　大立目　勇治（以下「甲」という。）と○○○○　○○○○（以下「乙」という。）は、令和８年度「ハローワーク　くまもと就職フェア」（仮称）の開催にかかる業務委託契約（以下「本契約」という）に関し、次のとおり契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）
第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。
（目的）
第２条　製造業を対象とした企業説明・就職相談会の開催を目的とする。
（契約内容、納入場所等）
第３条　別添仕様書のとおり
（契約期間）
第４条　別添仕様書のとおり
（契約金額）
第５条　本契約に基づく契約金額は、○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○円）とする。
（契約保証金）
第６条　本契約の契約保証金は、免除する。
（監督）
第７条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
（検査）
第８条　乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立ち会いの上、検査を受けなければならない。
２　乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
３　乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（不可抗力）
第９条　天災地変、地震、津波、台風、洪水、火災、感染症の流行、戦争、テロ行為、暴動、ストライキ、法令の制定若しくは改廃、公権力による命令若しくは処分その他当事者の合理的な支配を超える事由（以下「不可抗力事由」という。）により、本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合、当該当事者はその責任を負わないものとする。
ただし、不可抗力事由の発生時点までに履行済みの業務に係る対価、既に発注、手配又は調達済みの物品若しくはサービスに関する費用、その他現実に発生した一切の費用については、甲の負担とする。
２　前項の場合、当該当事者は、不可抗力事由の発生後速やかに相手方に通知す

るとともに、当該事由による影響を最小限に抑えるため、合理的に必要な措置を講じるものとする。

３　第１項に定める履行済み業務の範囲、これに対応する対価及び発生済み費用の内容については、双方が誠意をもって協議の上確認し、その確認結果に基づき特定及び精算を行うものとする。

（契約金の支払）

第１０条　乙は、契約内容の履行完了後、官署支出官熊本労働局長（以下「支出官」という。）に対して、委託料を請求する。

２　支出官は、適法な請求書を受理した日から３０日以内に、支払うものとする。ただし、乙の都合により代金受領が遅れた場合、甲は遅延利息支払いの責めは負われない。

３　支出官は自己の責めに帰すべき事由により、期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し昭和２４年１２月大蔵省告示第９９１号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡）

第１１条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第１条の３に規定する金融機関に対し譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（契約の解除）

第１２条　甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一　乙の責めに帰すべき事由により、委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。

二　受託した業務について不履行等があったとき。

三　乙から契約解除の申し出があり、甲が承認したとき。

（契約の解除に係る違約金）

第１３条　乙は、本契約に関し、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１１０分の１００に相当する金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１４条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは

第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１５条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第１６条　甲は、乙が、第１３条及び第１５条の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年１００分の３の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わせることができる。

（属性要件に基づく契約解除）

第１７条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経

営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第１８条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第１９条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２０条　乙は、契約後に下請負人等が、解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第２１条　甲は、第１７条、第１８条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１７条、第１８条及び前条第２項の規定により本契約を解除

した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第２２条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（再委託）

第２３条　乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

２　乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式１）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が５０万円未満の場合は、この限りではない。

３　乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

４　乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第２４条　乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式２）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第２５条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は、名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（別紙１）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式３）を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

一　業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更のみの場合。

二　事業参加者の所在地の変更のみの場合。

三　契約金額の変更のみの場合。

３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認められたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（秘密の保持）

第２６条　乙は、本契約により知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の取扱い）

第２７条　乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。）を他に漏らしてはならない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）
第２８条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。
（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）
第２９条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
二　乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
三　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。
（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）
第３０条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
（紛争等の解決方法）
第３１条　本契約に定めのない事項又は本契約に関し生じた紛争又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議のうえ、解決するものとする。
２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
（存続条項）
第３２条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第１０条、第１３条、第１５条、第１６条、第１９条、第２６条、第３０条、第３１条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の成立の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ１通を保有する。

令和８年○月○日

甲　熊本市西区春日２－１０－１　熊本地方合同庁舎Ａ棟９階
支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長　大立目　勇治　印

乙　住　所
○○
（役職）　○○　○○　印

（様式１）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　熊本労働局総務部長　殿

名称

再委託に係る承認申請書

　標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

（様式２）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　熊本労働局総務部長　殿

名称

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

（様式３）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　熊本労働局総務部長　殿

名称

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

（別紙１）

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】
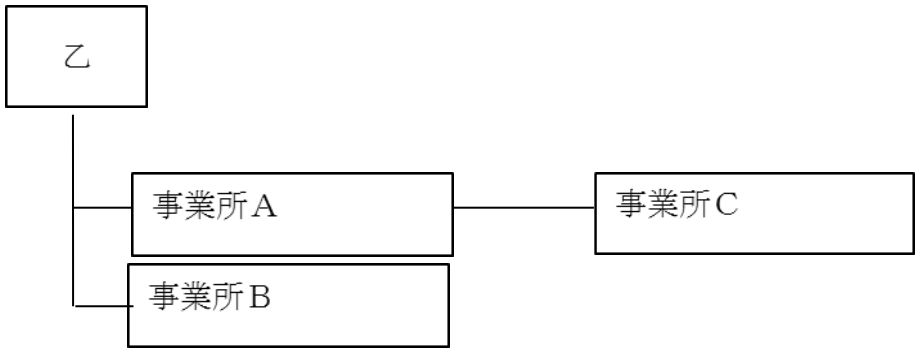
事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・		
B